

知的財産戦略本部構想委員会（第2回）

日時：令和6年12月12日（木）13：00～15：00

場所：WEB開催

出席：

【委員】

出雲委員、梅澤委員、遠藤委員、加藤委員、黒田委員、杉村委員、竹中委員、立本委員、田中委員、田路委員、中村委員、波多野委員、林委員、福井委員、本田委員、松山委員、村松委員、渡部座長

【事務局】

奈須野事務局長、守山次長、渡邊参事官、山本参事官、白鳥参事官、高橋企画官、谷貝企画官、道祖土企画官

1. 開会
2. 議事
 - (1) 「知的財産推進計画2025」に向けた検討について
 - (2) 意見交換
3. 閉会

○渡邊参事官 ただいまから、知的財産戦略本部第2回構想委員会を開催いたします。

改めまして、本日は御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は「知的財産推進計画2025に向けた検討」等について、事務局及び関係省庁から資料を御説明した後、委員各位の意見交換とさせていただき、有識者の皆様方の様々な御意見を頂戴したいと考えております。

本日は、伊藤委員、黒橋委員、塩野委員は御欠席です。

続きまして、本日使用する資料を御確認いただければと存じます。

事前に事務局からのメールで御連絡したとおり、本日使用します資料は、資料1の第1回構想委員会での御指摘事項、資料2の「IPトランスフォーメーション」、資料3の「AI時代の知的財産権検討会『中間とりまとめ』－権利者のための手引き－」、資料4の「DX時代にふさわしい産業財産権制度について」、資料5の「特許庁における大学・スタートアップ支援策について」、資料6の「我が国における外国人材呼び込み施策について」、資料7の「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」、資料8の「日本経済団体連合会提言『Entertainment Contents ∞ 2024』概要」、資料9の「日本経済団体連合会提言『Entertainment Contents ∞ 2024』」、最後に、資料10の「村松委員提出資料」でご

ざいます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長のほうにお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○渡部座長 渡部でございます。それでは、これより議事に入らせていただきます。

初めに、「知的財産推進計画2025 に向けた検討」について、資料1から3につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 ありがとうございます。

そうしましたら、事務局のほうから資料1から資料3につきまして御説明を申し上げられればと思います。

まず、資料1でございます。資料1につきましては、第1回構想委員会での御指摘事項をまとめさせていただいております。

第1回構想委員会では、計画2025の策定に向けました主要検討事項、また、新たな知的創造サイクルに向けての御意見を頂戴いたしました。

その中で、IPトランスフォーメーションに盛り込むべき要素、また、イノベーション拠点・ハブとしての競争力強化といたしまして、我が国の「強み」／強化領域の特定を行うべきといったような御意見。

また、ダイバーシティ・グローバル化対応が重要であるといったような御意見、また、創造性を育む教育の強化、知財マネジメント人材の強化が必要であるといったような御意見。

また、研究者の環境整備を図るべき、さらには、経営・知財の一体化について、まだ道半ばであり、力を入れていくべきであるといったような御意見を頂戴してございます。

また、知財制度・システムにつきましても、テクノロジーの進展を見据えた検討が必要であるといったような御意見を頂戴してございました。クールジャパン・コンテンツ領域に関する課題に関しましても、例えば海外事業者との間での契約サポートが極めて重要であるといったような御意見。

また、クールジャパン・コンテンツ領域に関しまして、昨今、音楽・映画・テレビドラマなども海外で評価を獲得し始めているところであり、大きなチャンスが到来している。この勢いを来年の万博につなぐという分かりやすい戦略を立てるべきといったような御意見。また、地域の観点が重要ではないかといったような御意見を頂戴したところでございます。

また、AIと知的財産権についても様々な御意見を頂戴したところでございます。これらの意見を踏まえまして、本日、後ほど御紹介します資料2のIPトランスフォーメーションに係る資料をまとめさせていただいております。

続きまして、下部部会であるクリエイトジャパンワーキンググループ／コンテンツ戦略ワーキンググループでの検討項目についてでございます。

下部部会であるコンテンツ戦略ワーキンググループ、クリエイトジャパンワーキンググ

グループにつきましては、年明け2月から4月の間におのおの2回程度開催をしたいというふうに考えてございます。その中で新たなクールジャパン戦略の取組フォローアップを行うとともに、それぞれのワーキンググループで主要な論点について議論を深めていくということを予定してございます。

まず、クリエイティブジャパンワーキンググループでは、アジェンダ(案)といたしまして、異分野間連携の促進、また、地方創生の実現への貢献について御議論いただきたいというふうに思っております。

また、コンテンツ戦略ワーキンググループにつきましては、コンテンツ創造の基盤整備、海外市場規模拡大に向けた戦略の在り方について御議論をいただきたいというふうに思っております。

資料1は、一旦、以上でございます。

続きまして、資料2でございます。資料2につきましては「IPトランスフォーメーション」ということでございまして、新たな知的創造サイクルの構築に向けた問題意識を事務局として整理してございます。

まず、中身については大きく3点でございます。1. といたしまして、知財戦略の振り返りと今後の方向性について。2. といたしまして、イノベーション拠点としての競争力強化について。3. といたしまして、AIの利活用による知的創造サイクルの加速化についてでございます。このうち、3. につきましては年明け第3回の委員会で御議論いただきたいというふうに考えてございまして、本日の議論は1. と2. を中心に御議論いただければというふうに考えてございます。

まず、1. の知財戦略の振り返りと今後の方向性でございます。

過去の振り返りを行ってございます。知的財産基本法は、2003年にできてから約20年でございます。国内外の環境変化に合わせて求められる知財戦略も変化してきたということでございます。2003年から10年たちまして2013年には知的財産政策に関する基本方針を策定いたしてございます。この中で、他国を追随するのではないということ。それから、国内外の企業や人を引きつけるような世界の最先端の知財システムを構築すること。また、アジアをはじめとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援すること。さらには、創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること。このような目標を掲げてきたところでございます。また、2018年には知的財産戦略ビジョン策定を実施してございまして、その中で価値デザイン社会を提唱してきたということでございます。

また、設立当初に予測できなかった変化は何だろうかという点で3点挙げさせていただいております。1点目は「AI」技術の急速な進展。これに伴うデータの価値の高まりでございます。2点目といたしましては、経済安全保障の概念の登場。それから、3点目といたしまして、社会課題解決への貢献を挙げさせていただいております。インパクト投資の登場など、企業は製品・サービスの提供にとどまらず、社会に与える価値の説明が一層求められる時代に入ってきておりますけれども、知財・無形資産の活用、標準化といった観

点でもどのような貢献ができるか、求められる時代に入ってきているのではないかということをございます。

次の5ページは、参考として主要国の知財戦略をまとめさせていただいております。

こちらのスライドのほうで、日本の競争力の現状ということで改めてまとめさせていただいております。上のほうは第1回目でもお示しをしておりますけれども、日本の競争力というもの伸び悩んでいるということをございます。一方で強みもあるということで、下のほうに整理をさせていただいております。コンテンツ産業、クールジャパン関連産業は大きく発展してきた。その影響もあり、日本の国家ブランドや魅力も世界トップクラスである。他方、当然ながら、コンテンツ産業やクールジャパン関連産業でも、グローバルでの収益拡大については課題であるということで、知財マネジメント高度化といったことが必要になってくるのではないかということをございます。

次の7ページは、今後10年を見越してということをございまして、第1回目でもお示しをしましたが、イノベーション人材は減少していく。グローバル市場は成長する。国内市場は頭打ちとなる一方で、グローバル市場は引き続き成長していくということ。さらには、AI技術等、革新技術は今後も進展していくということ。こうした日本の競争力の現状と将来の環境変化を踏まえて、今後の知財戦略の方向性としてということをございまして、1点目といたしましては、イノベーションをリードにするには国内のみでの対応はもはや限界ではないかということをございます。グローバル知的資本の積極的誘引、また、AIの積極活用等を前提に新たな知的創造サイクルを検討する必要があるのではないか。また、コンテンツ/クールジャパン関連産業の発展に伴って向上する日本の国家ブランドですとか魅力を、日本の貴重な知的資本として再認識し、これらをグローバル知的資本の誘引にフル活用するとさせていただいております。

次の8ページで改めて図示をさせていただいております。グローバル知的資本を取り込みながら「創造」「保護」「活用」という知的創造サイクルを回していくという方向性。この新たな知的創造サイクルによって、国内外の社会課題の解決を図っていきたいということをございます。

改めて、日本の知的資本ということでまとめさせていただいております。世界有数の技術力に加えて、右側ですけれども、世界有数のコンテンツ力もあるということをございまして、コンテンツ力の中では、従来強いと言われておりましたアニメ・漫画に加えて、近年では音楽・ライブイベントですとか、舞台芸術、映像といったところの人氣も確立され始めているところをございます。

続きまして、具体的な対応の方向性の議論に入ってまいりたいと思います。イノベーション拠点としての競争力強化をございます。

まず、総論をございますけれども、目指す姿といたしましては、アジアにおける一大研究開発拠点・イノベーションハブとしての地位の確立を図ってまいりたいと思います。知的資本の国内への集積、さらには、そうした知的財産・無形資産を最大限活用して成長す

る「価値創造大国」を目指していきたいということでございます。

これを実現するための課題はもろもろございます。左下に整理をしてございますけれども、人口減に伴う創造人材の減少、研究者数の低迷、また、研究開発費の伸び悩み、欧米に比べて低い海外特許出願比率と、様々な課題があるわけですが、これらに対して対応を図っていく必要があるということでございます。

右側に項目を整理してございますけれども、このうち、グローバル市場の獲得のところにつきましては、主に下部部会で議論をいただきたいというふうに思っております。したがって、この後の資料につきましては、創造人材の強化・ダイバーシティの実現、知財無形資産投資の促進、国際的求心力のある制度・システムの実現についてまとめさせていただいているところでございます。

まず、創造人材の強化・ダイバーシティの実現でございます。世界から「創造人材」が集結するようなイノベーションハブの形成を図ってまいりたいというふうに思います。

今後10年で解決・底上げを図るべき課題といたしまして、研究者数の低迷の話、留学生を増やすということ、それから、女性研究者の数、デジタル人材といった点を挙げさせていただいております。

まず、対応の方向性の1点目、ダイバーシティの実現でございます。第1回構想委員会の中でも、イノベーションとダイバーシティについては相関関係があるといったような御指摘がございました。この観点で、政府部内でも様々な取組が進展しているということをお紹介をさせていただいております。また、右下でありますけれども、国内スタートアップを対象とした調査の中でも、スタートアップ創業メンバーの人数の多さですとか、学歴、職歴の多様性といったところが事業成長に正の効果をもたらすといったような結果も得られているところでございます。

それから、2点目は、博士人材の活躍でございます。政府として、2040年に博士人材の数を約3倍にするという目標を掲げてございます。こうした目標を実現するために、今年8月でございますけれども、経済産業省及び文部科学省のほうで、博士人材の就職のために産学が取り組むべき実務的な事項について議論すべく、検討会が立ち上げられてございます。この中で、手引、ガイドブック、ロールモデル事例集などが議論され、また、年度内あるいは年度明けに策定が進められるという予定になってございます。

続きまして、勝ち筋の特定の政策リソースの集中投下でございます。私どものほうで来春、策定を予定してございます「国家標準戦略」の中でも、戦略領域等を設定して、支援体制を整備する予定としてございます。また、今年6月に策定をされました「新たなクールジャパン戦略」でも、コンテンツ産業を基幹産業として、PDCAサイクルを回すことを明記させていただいております。また、GX領域では、特許庁のほうでGX関連技術のデータベースを公開して、GX関連技術の可視化を行うということで民間ベースでの投資を促す取組が進んでいるところでございます。

続きまして、参考資料でございますが、オーストラリアの戦略政策研究所の重要技術ト

ラッカーのランキングを整理させていただいております。中国が圧倒しており、日本は伸び悩んでいるということ。インド、イラン、サウジアラビアといったような国々が台頭しているという点が見られるところがございます。

また、創造教育の重要性についての指摘も幾つかございました。私ども知財事務局のほうで2021年に策定しておりますアクションプランでございますけれども、この中でも、知財創造教育を知る、実践する、継続するといった形でプランを策定しているところがございます。

実際に、山口大学のほうでも知財教育を進めているというような実践例もございます。今後、実態把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

こちらは、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想については後ほど詳しく御紹介をいただく予定としてございます。

また、グローバル人材の活用に関連して、在留資格の現状の制度につきましても後ほど詳細の御紹介をいただくということとしてございます。

さらに、外国からの研究者等の受入れでございますけれども、こちらについては、文科省さんのほうで1960年から海外の研究者の招聘の事業を行っておられまして、直近では2024年度から「日ASEANイノベーション協働連携事業」ということで、ASEAN諸国との共同研究、人材交流・育成等、また、持続可能な協力関係を強化されておられるところがございます。

続きまして、知財無形資産投資の促進でございます。知財・無形資産が価値創造リードするような経済社会を実現してまいりたいというふうに思います。

今後10年で解決・底上げを図るべき課題でございますけれども、知財・無形資産は、非常に重要な役割を果たすわけですけれども、一方で現状、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低迷しているということでございます。また、知の創出拠点である大学も、研究開発の資金獲得に課題を持っているということでございます。

これらの課題に対する対応といたしまして、知財・無形資産の可視化による投資促進を進めていくべきではないかという点でございます。民間企業は、研究開発費・知財と売上高その他の経営指標をひもづけて投資家等ステークホルダーに説明していく必要がございますし、また同様に、大学も、研究開発・知財と社会インパクトをひもづけて、資金の出し手に説明していくことが求められるのではないかとございます。

この点、企業に関しては、左下に紹介してございますように、私ども知財事務局のほうで知財・無形資産ガバナンスガイドラインを策定してございまして、これを用いて、現在、企業と投資家との対話というものを促進しているところがございます。また右側、大学知財の社会実装の観点からは、同じく大学知財ガバナンスガイドラインを知財事務局のほうで策定してございまして、こちらについても、現在、普及を図っているところがございます。

またさらに、この大学知財に関連しては、今年度、さらに検討を深めていくということ

を予定してございます。大学等の研究者の転退職は増加傾向にあるわけですが、その際の知財取扱い規定が未整備の大学があるということでございます。この点、望ましい知財の取扱いの在り方を検討すべきではないかということでございます。

今年12月に知財事務局のほうと検討会を立ち上げまして、年度内、検討を深めて、年度内に検討成果物を公表していきたいというふうに思っております。

それから、スタートアップの知財戦略支援も重要ではないかといったような御意見がございました。後ほど特許庁さんのほうから詳細の御報告をいただく予定としてございます。

最後の論点でございますが、国際的な求心力のある知財制度・システムの実現ということで、イノベーションハブを支える制度インフラの実現という論点でございます。

今後10年で解決・底上げを図るべき課題といたしまして、一例として、海外からの特許出願の状況を挙げさせていただいております。右上に欧州の出願人から日本あるいは米国への出願件数、それから、右下のほうに米国の出願人による日本への出願件数と欧州への出願件数を整理しておりますけれども、全体として右肩下がりという状況になってございます。これをいかに伸ばしていくかといったところが課題ではないかということで御提示をしております。

対応の方向性でございますけれども、国際的に求心力のある知財制度・システムの実現に関連しては、直近10年も様々な環境変化を取り込んだ制度改正・システムの強化を実施してきた点を御紹介させていただいております。新たな情報財として、AI・データへの対応、また、デジタル化の進展、技術流出への対応、さらには、知財紛争処理強化に関して検討をしてきたということでございます。しかしながら、今後も常にこうした制度・システムが国際的に遜色のないものになっているのかといった観点でレビューをしていくことが必要ではないかというふうに考えてございます。

視点としては、大きく3点あるかというふうに思っております。1点目は、デジタル化グローバル化への対応。それから、2点目といたしまして、AIと知的財産制度・システム。3点目として、成長領域の知財保護の強化を挙げさせていただいております。この点、デジタル化に関連しては、後ほど特許庁さんのほうから直近の制度的な論点について御紹介をいただくということを予定してございます。加えて、事務局として幾つか問題意識を提起させていただいておりますので、御紹介できればというふうに思います。

まず1点目、損害賠償額の算定方法の改善でございます。こちらにつきましては、令和元年改正で特許法第102条が改正されまして、売上の減少による逸失利益のみならず、ライセンス機会の喪失による逸失利益も含めて特許権者が受けた損害の額とすることが可能となったということでございます。その後、実際の判例におきましても認容額は増加傾向にございます。一方で、侵害の行為がなければ、事業者はその才覚により設備投資や人員増強で生産能力を向上させることが可能であるという中で、近年は外部に生産委託をするケースも増える中で、実際に判例において、損害賠償の算定方法としての「実施の能力」という点を潜在的な能力で足りるとする判決も出てございまして、この点、ビジネスの実

態を踏まえた認容額が今後も柔軟に採用されるのか、動向を注視する必要があるのではないかとごまいます。具体的には、令和元年改正につきまして、一定の年数がたっておりますので、判例分析等により効果検証を行って、さらなる対応の必要性を含めて検討すべきではないかとごまいます。

続きまして、外国語出願対応の強化でごまいます。先ほど申し上げましたように、海外勢からの外国出願というものは減少傾向にごまいます。こうした中で、受入れ環境の整備等を図ることで知財を我が国に誘引できないかという問題意識でごまいます。外国語出願に関しましては、今でも受け付けてごまいますけれども、その際、一定の翻訳コストが発生するというごまいます。この点、原本書類について、英語でもよいとすることによって翻訳負担の低減が図れないか。それによって、外国からの出願取り込みが増加することが期待できるのではないかとごまいます。一方で、イノベーション促進面での有効性ですとか、あるいはユーザーニーズに即した受入れ環境の在り方と、メリット・デメリット双方あろうかと思ごまいますので、この点についての調査研究を進めるべきではないかとごまいます。

続きまして、こちらは東南アジア等新興国への協力の強化ということで、特許庁さんのほうでこれまで行ってきておられますけれども、引き続き、この点も重要ではないかとごまいます。整理をさせていただきます。

最後の点でごまいます。キャラクター保護でごまいます。日本が強い分野での知財の保護が十分かという点でのレビューという観点でごまいます。例えばキャラクター保護の観点で、国内外での法適用に課題はないかといったことを検討していくということもあり得るのではないかとごまいます。下のほうに、キャラクター保護に使い得る法令について、幅広に整理をさせていただきます。実務面で実際の法形式の適用が一般的で、現状、十分にそれで保護されているのかといった点、仮に改善すべき点があれば、ぜひ御指摘を頂戴できればというふうにごまいます。

最後に、参考でごまいますけれども、訴訟システムについては、デジタル化が進んでおりまして、令和10年までの間に事件記録の電子化等が進む、実現するということが予定されてごまいます。

以上が2. になってごまいます。

「3. AIの利活用による知的創造サイクルの加速化」につきましては、第3回目の議論になりますけれども、論点の頭出しだけさせていただきます。

AIの利活用に関しましては、昨年度のクールでクリエイター・権利者の懸念への対応というところを中心に御議論をいただきました。今年のクールでは、利用面、利活用の観点と、AI開発者との共同発明時の考え方の整理。この辺りも議論を深めてまいりたいというふうにごまいます。また改めて年明けに御議論いただきたいというふうにごまいます。

資料2の御説明につきましては以上でごまいます。このまま資料3の説明につま

て事務局のほうから御説明を申し上げられればと思います。

○白鳥参事官 それでは、引き続きまして、資料3を御覧いただきます。

AIと知財に関わりましては、AI時代の知的財産権検討会。こちらを内閣府知財事務局で開催をさせていただいて、本年の5月に、その成果として、「中間とりまとめ」を公表しております。この11月に、このポイントを権利者の視点から紹介をし、解説する手引きを公表いたしました。

これにより、下の図にありますとおり、現在、政府によるガイドライン等といたしましては、AIと知財、コンテンツ関係で言いますと、この内閣府における手引きのほか、著作権については文化庁、また、コンテンツにおける利活用ケース等に関しては経済産業省から、ガイドライン等をお示しいただいているところであります。また、AI全般につきましては、AIガバナンスの統一指針として、総務省及び経済産業省からAI事業者ガイドラインが公表されています。

次のスライドを御覧ください。

今回の手引きが何を示しているかということについてであります。右の欄にございますけれども、AIに対する懸念等については、必ずしも知的財産法が保護対象として明記していないものの指摘も多く含まれる中で、法律だけで対処するとか、技術だけで対処するとか、あるいは、契約だけで対処するとか、それぞれの対応には限界もある中で、法と技術と契約といった各手段を適切に組み合わせながら、こうしたリスクに対処すべきであろうという考え方を、まず確認しております。

その上で、AIと知的財産の保護。これらが両立するエコシステムの実現を目指して各主体が取り組むべきだという考え方を「中間とりまとめ」では示しており、左下にありましており、AI開発者等、様々な各主体に何が期待されるのかを示しております。先ほどスライドの中にも少しありましたけれども、クリエイター等、権利者からの御懸念の声も多くいただく中で、本手引きは、特に権利者が、このようなリスクも踏まえつつ、エコシステムの実現に向けて、何に取り組むことが期待されるのか。こうしたところのポイントをまとめたものとなります。

以上でございます。

○渡邊参事官 一旦、事務局からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、関係省庁より資料4から7に関して説明をお願いいたします。

初めは、特許庁の田岡総務課長より、それから、柳澤企画調査課長、お願いいたします。

○田岡課長 特許庁の総務課長の田岡でございます。お時間ありがとうございます。

それでは「DX時代にふさわしい産業財産権制度について」でございます。

DX時代にふさわしい産業財産権制度構築の必要性ということで、特許庁は、社会情勢の変化に対応して様々な制度改正を実施してまいりました。特にデジタル技術の飛躍的発展に応じて、平成2年には、世界で初めて知財の電子出願システムを導入するに当たり、電子

手続関係の法制度を制定しました。平成14年には、インターネットのブロードバンド化に対応し、特許されたプログラム等をネットワーク上で無断送信する行為なども権利侵害に当たることを法的に明確化し、加えまして、令和元年には、スマートフォン時代のグラフィックユーザーインターフェースの重要性の高まりを受けての物品それ自体に記録・表示されていない画像を意匠権の保護対象に追加いたしました。

近年、社会全体のDXが加速しているところ、産業財産権制度における措置を検討すべき内容として、技術発展に伴う変化が3つほどございます。1つ目でございますけれども、ネットワーク関連技術の発展による国境をまたいだサービスの増加。2つ目といたしまして、生成AI技術の発展による知的創造活動の過程の変化。3つ目といたしまして、VR技術の発展やオンラインコミュニケーション機会の増大などによる仮想空間上のサービスの増加です。これらに対応した産業財産権制度を講ずる必要がございます。

特許庁政策推進懇談会での議論を紹介させていただきます。同懇談会は、特許庁長官の私的懇談会として令和4年に設置したのですけれども、知的財産法制上の論点を中心に有識者の意見を伺い、さらなる制度改善に向けた検討を行っております。本年3月に同懇談会を再開いたしまして、特許、意匠、商標などの各論点につき検討を深め、本年6月に中間整理を実施の上、公表いたしました。

メンバー構成、開催実績は、ページ2の記載のとおりでございます。

こちらが同懇談会において議論した各論点の中間整理として、論点ごとに懇談会での議論と今後の検討の方向性などをまとめたものになります。

ここでは主な論点を8つほどお示ししておりますけれども、論点ごとに今後、関係審議会であります産業構造審議会の特許制度小委員会及び意匠制度小委員会において、先月11月から検討をスタートしたところでございます。

こちらが審議会のメンバー構成になります。

次のページから、主な論点を3つほど抜粋して御説明をさせていただきます。こちらは、先ほどの知財事務局の資料2の34ページにある列挙されたうちの3つの論点でございます。

まず、特許権の関連でございますが、サーバーなどが海外にあることで侵害回避できてしまう可能性についてでございます。特許権の効力は、属地主義の原則によりまして「当該国の領域内においてのみ認められる」とされております。属地主義の原則が厳格に解され、発明の構成要件の一部が国外に存在するだけで日本国内における特許発明の「実施」と評価できないとすると、特許侵害を容易に回避できることになり、発明の十分な保護が図れない可能性がございます。

近年、属地主義を柔軟に解して特許権侵害を認めた裁判例も出てきております。しかしながら、権利保護の予見性について依然として懸念があると指摘されておまして、関係審議会での検討を開始しているところでございます。

6ページが、ネットワーク関連発明とはということで例示をさせていただきましたけれども、説明は割愛させていただきます。

次に、意匠権の関連でございます。現実空間と仮想空間を交錯する知財利用などに関する課題についてでございます。仮想空間内では、事業者のみならず、ユーザー自らがワールドを構築したり、アバター、仮想オブジェクトなどを創作・提供しており、これらの販売を可能とするプラットフォームも存在しております。このような中で、現実空間と仮想空間を交錯する知財利用が拡大しております。

例えば左下の図でございますが、現実空間のデザインと仮想空間における模倣として、量産品のデザインを模倣した仮想オブジェクトが仮想空間内で使用されることを前提として販売されるケースがあります。当該デザインに係る権利者の権利がどこまで及ぶのか、権利保護の在り方はどのようにあるべきかが課題となっております。また、右下の図のケースですけれども、同一の3Dモデリングによるデザインを基に、現実空間と仮想空間双方の実用品を販売するなどのビジネスモデルも現実化してきております。これらの商品のデザインがどのように保護されるのかが課題となっております。

最後に、こちらにも意匠権の関連でございますけれども、第三者によるデザインの大量生産・公開についてでございます。例えば、第三者においても、生成AIを利用することで、既存のデザインに基づいたデザインを短時間に低コストで大量に生成し、公開する行為が可能になります。

従来においても、第三者が特定の製品などの新デザインを予想し、公開することは行われておりましたが、基本的には手作業で行われていたため、作成・公開できるデザイン数には限度がありました。ところが、生成AIの利用で、新デザインの予想として生成・公開できるデザイン数が飛躍的に増加しております。

この第三者による生成AIを利用したデザインの大量生成・公開は、意匠登録出願との関係で何らかの問題を生じさせないか。例えば、既存デザインの創作者。これは、例示した下の図のケースで言えば自動車のメーカー側でございますけれども、それが既存デザインのモデルチェンジとして新デザインを創作し、意匠登録出願をしようとする、第三者が既存デザインに基づき生成AIを利用して生成・公開したデザインが障害となり得るのではないか。どのような対応が必要かという論点がございます。

特許庁では、これらの主要論点を関係審議会において検討を開始しているところでございます。

以上、まず、産業財産権の制度のDXに対応した論点を紹介させていただきました。

説明を交代させていただきます。

○柳澤課長 特許庁企画調査課長の柳澤です。私のほうから、今の画面のほうに示させていただきましたけれども、特許庁における大学・スタートアップ支援についてお話をさせていただきます。今回は、特に知財エキスパート、知財戦略エキスパート制度、iAcaという大学への支援、それから、IPASというスタートアップ支援の施策について中心的にということでお話をいただいておりますので、それらの施策を中心に説明させていただきます。

まず、最初のページになりますけれども、こちらは時系列で、大学フェーズ、産学連携

フェーズ、それから、企業フェーズというふうに書いておりますけれども、左から右になります。発明の創造のフェーズから社会実装に向けてということで、もちろん、こういう流れではない場合も多々あることは承知しておりますけれども、分かりやすさという観点から、こういう時系列でプログラムのほう、全体図を示しております。

まず、一番下のところになりますけれども、知財戦略エキスパート支援というところ。これは、事業を実際に行っているのはINPITという工業所有権情報・研修館という独立行政法人になりますけれども、こちらのほうで知財戦略エキスパートという方、今、16名抱えておりますけれども、この16名の方々がスポット的に、随時の支援になりますけれども、要望をいただきましたら、大学の方、それから、スタートアップの方々、中小企業の方々に対して様々な知財の観点からのアドバイスを行っていくというような制度です。

それから、上のほう、これは一つ一つ個別の支援プログラムになりますけれども、まず、大学向けのiAca、大学の知的財産戦略支援ということで、iAcaという黄色のプログラムを用意しております。これは主に大学の発明発掘、知財戦略の構築、それから、社会実装に向けたつなぎの部分というところを支援しているプログラムになります。

それから、そのまま右に行ってくださいますと、社会実装フェーズ。「企業フェーズ」とここで書いていますけれども、スタートアップさんを支援するためのIPASというプログラムを用意しております。

それから、iAcaの下にピンクで書いていますけれども、これはiAcaというところ、黄色のプログラムと似ているのですけれども、iNatという、国プロに特化して支援をしていくというような、知財戦略の構築という観点から社会実装までを支援していくというようなプログラムを用意しております。

それから、これはどのフェーズでもということになります。緑のものということで、IPランドスケープ支援事業ということで、こちらは知的財産権などを使った、情報を使って分析をする。強み・弱みを把握したり、あるいは提携先はどこにあるのかとか、競合はどういったところに力を入れているのか。そういった分析を行うIPランドスケープというような手法がありますけれども、そのIPランドスケープを作成する支援などを行っている事業になります。

こうした全体像がある中で、まず、知財戦略エキスパートについて、より詳細に御説明したいと思います。

この知財戦略エキスパートですけれども、主に4つの観点から支援を行っております。この真ん中の四角の枠囲いの中にありますけれども、海外展開支援。もう一つが、営業秘密の管理に関する支援。それから、産学連携。提携の仕方であるとか、契約であるとか、そういったところを支援する、産学連携のフェーズでの支援。それから、スタートアップ向けの方支援ということで、こういった4つの観点からの支援を行っております。

先ほど申し上げましたように、この知財戦略エキスパート、今、16名の方々がINPITのほうにおりまして、要望を受けましたら、随時、支援に入るというようなプログラムになっ

ております。

ちなみにですけれども、この知財戦略エキスパートの方々は、企業の知財部を経験したりとか、知財部でマネジメントを経験したりとか、それから、海外の駐在経験もあるという、そういったいろいろな専門性を備えている方々になっております。

次の3ページになりますけれども、今度はiAcaという大学向けの支援プログラムになります。

こちらは、大学とか高専、それから、国立の研究所。こういったところの研究成果の社会実装を支援するというので、こちらは、ちょっと名前が似ているのですけれども、知財戦略プロデューサー。先ほどは知財戦略エキスパートという名前になっていますが、この知財戦略プロデューサーという方々を、これは要望があって採択をされた大学さんのプロジェクトに派遣をするというようなプログラムになっております。

この知財戦略プロデューサーは、今のところ、24名おまして、弁理士の方であるとか、それから、企業のOBの方々。そういった方々が知財戦略プロデューサーとして登録をされておまして、そういった方々が支援に入るというスキームになっています。

下に図で書いていますけれども、支援の観点としては主に3つということで、まず、シーズの発掘とか、どういうふうにそれを使っていくかというような、権利化も含めてですけれども、そういう知財戦略の策定、それから、実施の支援という、そういった支援を行っている。その一つの観点と、もう一つは、そのシーズを基にスタートアップを創出していく際の支援というところもやっております。それから「スキーム③」と書いてありますけれども、3つ目の観点としては、大学で生まれたシーズを基に、企業さんとの共同研究を行う際の契約であるとか、どういうふうに共同研究を進めていくべきかというところで、そういった支援もしているという状況です。

こちらのほうは、採択されましたら約10か月支援に入るわけですがけれども、大体、最大25日から30日ということで支援に入るということになります。こちらは、支援計画を最初に立てますけれども、その支援計画1年目で、10か月をやってちゃんとクリアできるというステージゲートを設けておまして、次の年も継続支援ということで支援を受けられるというようなプログラムになっております。

今のところ、大体実績としては、1年間で40の大学のプロジェクトに派遣をして支援をさせていただいているという状況です。

それから、次ですけれども、こちらはスタートアップ向けの支援プログラムになります。知財アクセラレーションプログラムということで、IPASというふうに呼んでおります。

このプログラムは2018年に立ち上がりまして、2018年から2023年度までは特許庁で実施をしておまして、今年度、2024年度からはINPITのほうに移管をして、INPITで実施をしているというような、そういった支援プログラムになります。

こちらは、スタートアップの方々に対して、ビジネスの専門家と、それから、知財の専門家。これをチームとして派遣をさせていただいて、知的財産戦略の構築を支援していく

というようなプログラムになっております。

大体年間20社ぐらいを支援してということになりますけれども、これまでの2018年から2023年度までの実績としまして100社以上、計104社のスタートアップさんに支援に入らせていただいたという状況になっております。そのスタートアップさん、特許出願も支援に入ったスタートアップさんが支援後に600件強、664件の特許出願をしているというような状況になっております。

次のページになりますけれども、こちらは今、申し上げましたように、今年度からはINPITでこの同じ事業を実施をしているというところで紹介をさせていただいております。

内容としてはほとんど変わるところはございませんけれども、INPITに移ってこの支援を行うスタートアップさんですが、支援先の採択が、今まで特許庁ですと年1度だったのが年2度になって、それから、申込みは随時できるということで、利便性のほうが向上しているというような状況になっております。

それから、次が、これもスタートアップ支援なのですが、これは特許庁が行っている事業になりますけれども、今、御紹介したのは、スタートアップの企業さんに直接、知財の専門家と、それから、ビジネスの専門家をチームとして派遣させていただくというプログラムですけれども、今、特許庁で行っておりますのは、さらにその上流のところ、ベンチャーキャピタルのほうに知的財産の専門家を派遣させていただくというプログラムになります。

こちらについては、ベンチャーキャピタルにはもともとキャピタリストさんがいて、ビジネスのところはハンズオンで支援をしているところですが、そこに知財の専門家を派遣させていただいて、ベンチャーキャピタルのほうで投資をしているスタートアップさんのほうに、ベンチャーキャピタルのキャピタリストさんと一緒にチームになって支援に入るというような、そういったプログラムになっております。

こちらは、2023年度は10社のベンチャーキャピタルさんを選定させていただいて、ベンチャーキャピタルさんが支援に入っているスタートアップ計74社に知財の専門家が支援に入っているというような状況になっております。今年度は15のベンチャーキャピタルさんを選定させていただいて支援を行っておりますので、まだ結果は出ておりませんが、昨年度の実績がVCを10社選定して、大体74社ぐらいを支援しているということですので、その1.5倍ぐらいの支援になるのかなという感じで考えております。

私のほうからの説明は以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、出入国在留管理庁からお願いいたします。

○近藤係長 出入国在留管理庁です。

出入国在留管理庁からは、資料6の「我が国における外国人材呼び込み施策について ～高度外国人材の在留資格を中心に～」を御説明させていただきます。

まず、外国人材受入れ施策の現状について御紹介、次に高度外国人材の受入れに係る制

度についてご説明いたします。資料3枚目をご覧ください。

外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人については積極的に受け入れ、その他の分野の外国人材については、我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすことなどの背景から、「国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応」することとされております。資料4枚目をご覧ください。

このような方針の下、外国人の方が本邦に滞在する際の在留資格制度を設計しており、現在本邦において就労する外国人については、その活動内容に応じて、在留資格「高度専門職」や「経営・管理」、「技術・人文知識・国際業務」等を付与しております。

外国人の方は、この在留資格一覧表にある在留資格のいずれかを有にして滞在することになっているのですが、その中で、「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」といった在留資格がいわゆる高度人材とされる在留資格に該当いたします。

続いて、高度外国人材の受入れに係る現行制度について御説明いたします。資料6枚目をご覧ください。

法務省においては、我が国の経済成長等に貢献することが期待されている高度な能力や資質をもつ高度外国人材について受入れを促進するために、平成27年4月から在留資格「高度専門職」を付与し、出入国在留管理上の優遇措置を講じております。在留資格「高度専門職」では、学歴・職歴・年収・年齢などの項目ごとにポイントを設けておまして、合計で70点に達した場合に当該在留資格が付与されるという「高度人材ポイント制」に基づいて実施されております。また、この在留資格「高度専門職」では、外国人本人が我が国で行う活動に応じて3つの活動類型を設けておまして、パワーポイントにありますように、1つ目が大学の教授や研究者等が該当する高度学術研究活動、2つ目が技術者で新製品の開発等を行う者などが該当する高度専門・技術活動、3つ目がグローバルな事業展開を行う企業等の経営者が該当する高度経営・管理活動になります。

資料の下の方を御覧ください。高度人材ポイント制によって高度外国人材と認定された方が受けられる優遇措置について御説明します。まず、「高度専門職」の在留資格には、「高度専門職1号」と「高度専門職2号」の2つの区分がありまして、ポイントの合計が70点に達する者は、まず「高度専門職1号」になります。1号で3年以上活動を行った方が、さらに緩和された優遇措置を受けられる「高度専門職2号」に移行できるようになります。具体的な優遇措置としましては、1つ目に在留期間「5年」の付与、2つ目に複合的な在留活動の許容、3つ目に親の帯同、4つ目に外国人家事使用人の雇用、5つ目に配偶者の一部職種でのフルタイム就労、6つ目に在留歴に係る永住許可要件の緩和などがございます。

資料7枚目を御覧ください。こちらは、高度人材ポイント制によって高度外国人材と認定された件数の累計になっておまして、先ほど御説明した3つの活動類型の総計で、今年の6月末時点で累計約5万1200人の方がいるということになっております。具体的な高度人材ポイント制におけるポイントの計算方法については8枚目をご覧ください。

次に、昨年4月から運用を開始した高度外国人材受入れに係る新たな制度について御説明いたします。

資料の10枚目をご覧ください。高度外国人材の受入れに係る新制度を創設した経緯としましては、2022年、一昨年(2021年)の9月29日に開催された第4回教育未来創造会議において、総理から、高度外国人材の受入れについて、世界に伍する水準の新たな制度の創設を含め、検討するように御指示があったことを踏まえまして、関係省庁と共に企業ヒアリングを行い、検討を進めた結果、昨年2月17日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、「特別高度人材制度」及び「未来創造人材制度」という新たな2つの制度の案が了承されまして、昨年4月から運用を開始しております。

資料11枚目を御覧ください。新設した1つ目の制度である、「特別高度人材制度」では、在留資格は現在と同様に、「高度専門職1号」、「高度専門職2号」で受け入れることとなるのですが、これまでの高度人材ポイント制とは別途、ポイント制は使わずシンプルに、学歴又は職歴と年収が一定の水準以上であれば、「高度専門職1号」の在留資格を付与し、その後、継続して1年以上在留すること等により2号に移行することも可能とするものとなっております。

そして、先ほど御説明した、1号、2号で受けられる現行の優遇措置に加え、さらに拡充された優遇措置を受けられることになっております。その対象はここでは割愛したいと思いますが、現行よりもさらに拡充された優遇措置としては、世帯年収3,000万円以上で、外国人家事使用人を2人まで雇うことなどができることになっております。

次に、資料12枚目を御覧ください。「未来創造人材制度」についてです。新設した2つ目の未来創造人材制度では、将来、有為な人材としての活躍が期待されるポテンシャルの高い若者を早期に我が国に呼び込むために、就労先が決定していない段階から在留資格「特定活動」を付与し、就労しながら就職活動や起業のための準備活動を行うことができることとしております。本制度により、優秀な海外大学の卒業生であれば、我が国において最長2年間の就職活動及び起業準備活動ができることとなっております。

制度の対象者の要件としては、資料に記載の3つの世界大学ランキングの中で、2つ以上で100位以内にランクインしている大学又は大学院を卒業して5年以内であること、滞在当初の生計維持費20万円を所持していることとなっております。この100位以内にランクインしている大学は、日本の大学では東京大学と京都大学が該当しておりまして、東大・京大を卒業した学生もこのプログラムの対象となります。また、扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」(未来創造人材の配偶者等)が付与されまして、帯同することが可能となっております。

これら2つの制度により、高度外国人材の受入れが促進すると考えており、引き続き、頑張ってもらいたいと思っております。

入管庁からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後の資料7につきましては、内閣府科学技術・イノベーション事務局の有賀参事官、お願いいたします。

○有賀参事官 このような機会をいただきありがとうございます。内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室の有賀でございます。私からは、先ほど知財事務局のほうからも簡単に言及がございましたグローバル・スタートアップ・キャンパス構想につきまして御説明いたします。

このスライドでございますように、グローバル・スタートアップ・キャンパスは、世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブを構築するために、ディープテック分野におきまして研究からスタートアップの成長支援まで一貫して実施するフラッグシップ拠点を開設しようというものでございます。

この拠点自体、最初の構想は2023年の日米首脳会談で岸田総理から取り上げられたものでございまして、恵比寿駅の近くでございます旧防衛省の土地などを活用いたしましてスタートアップの拠点をつくろうというものでございます。私ども、事務的な検討のほか、今年5月には有識者会議の方々に御提言いただきまして、それから、その提言を基に、今年8月には政府の基本方針を策定しているところでございます。

この拠点は、2つ特徴がございまして、一つは、魅力的な研究環境、それから、事業支援環境というものをつくりまして、これによって世界各国から、優秀な研究者、それから、スタートアップ、ベンチャーキャピタル等。こういった方々が集結し、協力する場にする事です。

そして、もう一つは、各大学等、日本各地で行われているようなスタートアップ支援の取組の中核となるということでございまして、これによって日本全体のスタートアップ・エコシステムを改革・強化していきたい。こういった大きなミッションを考えております。そして、このような取組によりまして、グローバルに活躍するスタートアップの創出・成長によりましてグローバルな社会課題の解決であるとか、あとは国内の経済成長を目指すということとしております。

下の図にございますように、まさに真ん中の4つの要素がございまして。研究開発、インキュベーション・アクセラレーション、人材育成、スタートアップ創出ということを行う場として、知、技術、資金が集結する場をつくりまして、価値の創造としようというものでございます。そのために、この周りに書いてあるような各ステークホルダーたちが集まる。そういう集まりが、吸引力が持てるような場にしたいというふうに考えているところでございます。

次のスライドでもう少し詳しく御説明いたします。

こちらは、今年8月に統合イノベーション戦略推進会議で決定いたしました政府の基本方針でございます。

ミッションは先ほどのとおりでございます。

そして、機能としては、主要活動内容のところは4点ございまして、一つはディープテ

ック分野の研究開発でございます。これは世界から研究者を集めまして、その研究を実施していただき、そこにはマーケットフィードバックを重視した支援を行うということを考えております。

それから、その研究成果を基に、インキュベーション・アクセラレーションを行うということで、事業化支援でございますとか、まさに今日のお話にもございます知的財産の支援を行う。こういったことと、あと、海外VCにもサポートいただくということによりまして、スタートアップの創出と育成を目指していくというものでございます。

それから、その場を使って人材育成も考えてございますし、コミュニティーづくりをつくるということも大きな主眼としております。

知的財産の関係で申し上げますと、先ほど申したインキュベーション・アクセラレーションのところでの知財支援でございますとか、あと、人材育成の中でもIP人材の育成というものはこのOJTでも学んだということを考えておりまして、この点で先ほどの特許庁さんのIPAS等の連携等ももしできればということはこれから考えたいと思っております。

ただいまこのキャンパス自体を運営する法人についても我々は検討しているところでございまして、ここはいわゆる政府としての支援も必要であるし、一方で民間としての自由度も必要ということで、ここは特別な形態を考えておりまして、今のところは認可法人という形態が取れないかということで、必要な法制化の措置を検討しているところでございます。

そして、右下にございますけれども、先行的な取組として先行研究というものを、この建物自体は実はしばらく設計から建築までかかってしまうので、建物が建つのは先になりますが、その前に先行的な研究活動であるとか、あとはフェローシップ事業として、あるいはポスドクの方々に海外に行って、海外の研究室でスタートアップを立ち上げることが盛んな研究室で学んでいただくということであるとか、あと、日本のVCの方々にも海外VCに派遣することで学んでいただく。こういった機会についても立ち上げを始めようとしているところでございます。

今後でございますけれども、今、法制について検討しているところでございまして、その法制ができますと法人の立ち上げができ、その後、活動を開始していく。そういった予定を考えているところでございます。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりまして、これから意見交換に入っていきたいと思っております。

まず、意見交換の冒頭で、ただいま御説明ありました内容につきまして、取りあえず10分ぐらいで質疑の時間を取りたいと思っております。御説明いただいた特許庁、入管庁、CSTIからの御説明について何か御質問があれば、最初、それを受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。「挙手」ボタンでお知らせいただければと思っております。

いかがでしょうか。特に御質問はよろしいでしょうか。

もし御質問がなければ御意見を、今日は全員に御発言いただきたいと思っておりますが。
○出雲委員 すみません。入管庁の方に教えていただきたいのですが、高度人材自体などがJ-Findで入国されている方は今、どれぐらいなのか。

○新井補佐官 法務省出入国在留管理庁でございます。

調べればすぐ分かるのですが、在留している数ということでよろしかったですか。

○出雲委員 いや、在留している数は多分、全部で年間5,000人ぐらい、これは使っていると思うのです。それで、昔の成長戦略フォローアップのときに、2022年末までに4万人という政府目標は多分達成されて。

○新井補佐官 すみません。J-Findではなくて高度人材でございますね。おっしゃっているのは、在留資格「高度専門職」で入ってきてこられている方だと思います。

○出雲委員 今のはそうですね。

それで、J-Findは何人なのかというのが分からなかったのです。

○新井補佐官 J-Findの場合は、在留している方の数は現在、これは令和5年末現在で353人というふうになっております。

○出雲委員 累計で353人ですか。

○新井補佐官 在留している方の数ですね。在留している方の数は353人です。

○出雲委員 起業準備か、何か就職に活動されている方が350人くらい。

○新井補佐官 はい。そのとおりです。J-Findの在留目的で滞在しておられるという方は353人で、昨年末の時点で在留している方の数というところでございます。

○出雲委員 これで就職先が見つかったら、すぐJ-Findの方は起業者で就職先が見つかったりすると何が変わるのですか。

○新井補佐官 通常は、恐らく在留資格「技術・人文知識・国際業務」ですとか、（先ほどご説明した一定の）ポイントに達する方ですとか、特別高度人材に当たる方などは「高度専門職」で滞在され、それ以外の起業される方ですと「経営・管理」のような形になってくるかと思えます。

○出雲委員 起業する場合は経営管理、（高度人材ポイント制の概要資料の）（3）で、そうではない人が（1）と（2）に。

○新井補佐官 そうです。J-Findの方だと大体（2）（3）ぐらいに当てはまってきて、このポイント制による一定のポイントに達しないということでも、「技術・人文知識・国際業務」ですとか「経営・管理」ですとかの在留資格に変更するということは可能かと思えます。

○出雲委員 ごめんなさい。よく知らないのですが、J-Findの方が高度専門職1号の（2）（3）になるときは大体70点以上あるのですか。

○新井補佐官 各個人のポイントをまた見てみないと分からないのですが、ただ、学歴、アカデミックバックグラウンドはおありだったりとか、あるいは年収とかもある程度あるということであれば、そんなに心配は要らないかなというふうに思います。ただ、

個別にそれは判断してみないと分からないということになるかと思えます。

○出雲委員 分かりました。

○渡部座長 出雲委員、よろしいですか。

○出雲委員 はい。大丈夫です。ありがとうございます。

○渡部座長 ほかにいかがでしょうか。ほかは何か御質問はございませんでしょうか。

大丈夫であれば、意見交換に移らせていただきます。本日、17名の委員の方に御出席で
ございますので、恐れ入りますが、3分をめぐり、全員から御意見をいただければと思
います。

ぜひ御発言がある方はまた「挙手」ボタンをいただければと思いますが、まず、資料1、
資料2に関する議事ということになりますので、事務局の説明でございました資料1、資
料2についての御意見ということでお願いをできればと思っております。どなたからでも
結構ですけれども、いかがでしょうか。挙手いただければと思います。

いかがでしょうか。竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 それでは、IPトランスフォーメーションについて、まず、9ページにつつま
して、知的資産を、技術力とコンテンツ力、国家ブランドの3つの強みに強調し横串にす
るという考え方がとてもすばらしいと思えました。どうしても技術とかコンテンツだけが
中心になるのですけれども、今日のいろいろな各省の発表もどうしても技術やコンテン
ツが中心であったというような印象を受けましたが、やはり食や文化といった地方創生にも
直結する国家ブランドへの施策というものがまだまだ足りないのではないかなというふう
に思っています。

また、地理的表示の機能というものが商標とは違った側面があって、EUの制度では、特
に遠隔地域の小規模農家や手工芸品を作っているような人たちの保護ということが重視さ
れているので、日本でも、その点の配慮が必要だなというふうには思います。

それと、何度も言っていることですが、13ページの多様性についてであります。
JP0は、すばらしい女性の活躍を促進するための環境整備の在り方についての調査報告を
作成していただいたのですけれども、現在も具体的な施策につながっているのかというこ
とを確認したいと思えます。報告書を作成する中で、女性が工学部に進み研究者となる上
での障害について、実際にそういう問題を経験したとの声を聞くことがよくありました。
実は去年の12月のシンポジウムで基調講演者として登壇した方から、日本での起業に限界
を感じて、この後、渡米するというお話を講演後に聞きました。シンポジウムの参加者も、
女性中心で、残念ながら男性の参加者が少なかったため、多様性が男性の方々にとっては
人ごとと思われるような印象でした。ただし、多様性はイノベーションの源であり、
企業や研究所は多様性を軽視することでイノベーションの機会を喪失することになり、男
性にとっても損失であるということを強調したいです。女性の背中を押してサポートする
周りの環境づくりが大切であり、男性こそ多様性を実現する活動に積極的に関わってほし
いと思えます。

さらに、海外から優秀な研究者を招聘するためには、女性に活躍する場所がなければ日本には移ってこないと思います。ワシントン大学でも、優秀な研究者を雇うためには、必ずといっていいほど配偶者も研究者で、その就職先を探さなければ、ほかの大学と競争して人材を獲得することができません。日本に世界有数のイノベーションハブをつくるためには、多様性は社会全体で最優先に実現すべき課題だと思います。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、梅澤委員、お願いいたします。

○梅澤委員 はい。ありがとうございます。

2点あります。まず1つ目は、資料2です。26ページで、いつも見ているグラフなのですが、すけれども、時価総額における無形資産比率の推移のグラフがあったかと思います。これを見て改めて思うのは、あまりこの無形資産の活用という意味において、日本企業は進化をしていないなど。やはり米国及び中国と比べても圧倒的に低いという、この状況は、これは知財の専門家の課題ではなくて、本当に経営の課題だなというふうに強く思っています。この点に関して、コーポレートガバナンスコードに織り込んだり、それから、知財無形資産のガバナンスガイドラインをつくって周知をしたりということで、地に足のついた取組をされてきたというふうに認識はしているのですが、結果として見ると、まだまだ経営者のマインドシェアが低いのではないのかなと思わざるを得ません。これに関して、皆さんにぜひもう一回どこかで議論をしていただきたいなというお願いです。

私自身、どうすればこれを突破できるかという解は今日時点で持っていないのですが、看過するにはあまりに中核的な問題なので、もう一回、次の知財戦略において、ここをどう突破していくかというものを重要テーマとして議論できればと思いました。

それから、2点目なのですが、これは資料7、グローバル・スタートアップ・キャンパスに関して1点だけ意見を申し上げたいのですが、よろしいでしょうか。

○渡部座長 はい。よろしく申し上げます。

○梅澤委員 包括的な計画をつくられているということは理解をしました。ハードウェアに関しても、魅力的な施設をつくっていかうという計画だというふうに思っています。

ただ、この手の拠点は、やはり最後は、成否を決めるのはソフトウェアで、中身だと思います。そのソフトウェアのクオリティを担保するというで言うと、結局、一番大事なのは誰がリードするか、あるいはどういうチームがリードするかということになります。端的に言うと、世界から一流の研究者や、特に知財ドリブンの企業や、あるいはそういう企業に対して投資をしようという投資家。これを誘致をできるようなディレクターが必要で、そういう人がいればそこでいろいろな魅力的なプログラムを設計して運用していくということができるというふうに思います。こういうディレクターチームをどうつくっていくかということに関して、本当にそこが一番の肝であるという認識の下で御検討いただければというふうに思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 御説明、大変ありがとうございました。多岐にわたってまとめていただいでいて有難うございました。これらは全て重要なアイテムだと理解をしています。3点、申し上げたいと思います。

まず一つ目、コンテンツについてですが、この領域は日本の特徴を表現できる価値の高い領域だと思うので、注力してレベルを上げていく努力が必要であると思います。特にその価値のグローバル展開が、大きな価値貢献という観点から期待されます。コンテンツの日本国内市場への貢献とともに、グローバルでの価値貢献を高めていくために、コンテンツの企画段階でグローバルでの嗜好を取り込み、コンテンツの内容の理解を深め、広げる施策を検討するプロセスを構築することが重要だと思います。例えば、K-POPでは、彼ら彼女らが歌っている歌詞は、初めから英語で作られており、グローバル志向の企画となっています。繰り返しますが、グローバルでの価値貢献を高めるには、価値創造の初期段階からグローバルでの理解を深め、広げる事を意識したコンテンツづくり、その表現の仕方を考え、価値提供していくことが重要であろうと思います。

二つ目は、競争力、イノベーションについてです。列挙頂いている内容は重要領域であり必須だと思います。ただ、人材に関しては海外人材の必要性とともに、それ以上に力を入れるべきは、日本の中でイノベーションを起こすために必要な多様性を育てるということであると考えます。多様性を育てるには、「個」の主体性を尊重し、これを育てる教育が必須ですが、現状は、同じものを教え、高い教育レベルを保つための“教える”教育にとどまっていると考えています。人口減少の中で、日本は、より高い価値を創造する必要性に迫られています。これを実現するうえでは、従来の教育システムに加え、個の主体性を尊重した教育、すなわち「これが勉強したい」という意思をお持ちのお子さんが、それを自ら学べ、それを育てる教育システムが必要で、これを構築し、多様性を育てることがとても重要だと思います。

新たな教育システムを構築するのは簡単なことではありませんが、20年ぐらい先をイメージして、2050年までにはそういうものをつくり上げられるように、長期的視点で、継続的に価値創造人材を輩出できるシステム、基盤をつくり上げることが重要だと考えます。

最後ですが、海外人材の受入れの話をいただきました。非常に苦勞されていると思うのですが、高度人材といったときに、先ほど、東大・京大の外国人卒業生の方々の例をお示しいただきましたが、他にも沖縄には、OISTという大学院大学がありますが、非常にレベルの高い方々が海外から入学されており、量子などを中心にした領域で高いレベルの研究がされております。そういう研究者を全てとはいかないまでも、是非、多くの方々に日本に残って頂いて、価値創造をしていただきたいと思います。OISTのようなところも含めて、より広く人材を集めるための仕組みづくりを、検討いただき構築いただくとよいと思いま

す。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、福井委員、お願いいたします。

○福井委員 ありがとうございます。では、3点申し上げます。

まず、資料2で、スライドで言うと9ページですか。コンテンツ力というものの中に、音楽や映像、ライブイベントが入りましたね。これはとてもいいことだと思います。特にライブイベントは従来、すっぱりと抜け落ちがちでした。しかし、例えば「千と千尋の神隠し」舞台版がロンドンで脅威の30万人動員とか、海外での成功例が今、相次いでおり関心が高いです。（テイラー・）スウィフトノミクスという言葉があるとおり、経済的な波及効果も大きいところです。ただ、現場はというと、最近発表された音楽・舞台団体の共同調査で赤字及び利益率が4%以下という団体が全体の実に57%に上りました。つまり、日本のカルチャーの海外人気は薄利のクリエイティブ現場で支えていると言っても過言ではない状況だと思います。この目線です。

それから、この観点で14ページに、ダイバーシティ、多様性という言葉が出てきました。コンテンツも、多様・多産が生命線ということが言えようと思います。例えば英語発信の重要性について御発言があって、そのとおりののですけれども、実は今、海外では日本語オリジナルのままの作品が求められているという事態もあります。今後の政府戦略も、政府が特定の勝ち馬を決めて推すというよりは、多彩な作品が豊かに生まれ出てくるような、インフラの整備。それから、現場が現に困っている点を助ける伴走型の支援が大切かなと思います。例えば、クリエイティブ人材の社会保障、育成・教育、制作や発表の場の整備などです。

最後に、34ページです。海賊版という言葉が出てきました。私は漫画の海賊版対策の現場におりますけれども、今年に入って、一時期押さえ込めていた漫画の海賊版が、ドメインをどんどん切り替えていくドメインホッピングと、それから、拠点の海外化で急増に転じまして、最新では、日本語のオリジナルの漫画海賊版サイトが月間でついに5億アクセス以上。それから、翻訳の海賊版サイトを含めると、世界で優に10億アクセス以上を月間で集める、史上最悪期に至ってしまいました。大変残念ですが、全く止まりません。言えるのは、これだけ対策を取って止まらないのであれば、増大する他のネット犯罪にも同じことが言える。よって現在、国内では官民、それから、IT業界とも連携をしていますけれども、国際的な官・民による協力体制抜きでは対策は無理だろうと思います。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、出雲委員、お願いいたします。

○出雲委員 ありがとうございます。私は、11ページの4つの矢羽根について1つずつ申し上げたいと思います。

まず1つ目の、人口減に伴う創造人材の減少のところは、御質問させていただきましたJ-Findを、スタートアップを採用するとき、J-Findで来た人を定住させてあげられるようにできないか。今、私も勉強中なのですけれども、例えば大学発スタートアップないしJ-StartupにJ-Findで来ている優秀な外国人が就職する際に、ベンチャー企業が高額な年収は出せないですけれども、ベンチャー企業、大学発スタートアップ、J-Startup企業に就職すると20点とか25点とかをくれて、70点、80点を取りやすくなる。つまり、J-Findで大学発スタートアップやJ-Startupに就職する人が日本に定住しやすくするファストパスみたいなもので、この1つ目の人口減に伴う創造人材を海外から呼び込むという方法です。スタートアップ育成5か年計画には書いていないのですけれども、やれば効き目があると思います。

2つ目が、研究者数の低迷については博士人材をとにかく活躍させないといけない。政府、総理の目標が2040年に人口比3倍ということで、今の年間の博士の輩出が大体1万5000人ですから、これを4万5000人にするためには3つ変えなければいけない。

1つ目が初任給です。日本の博士が海外、会社に就職すると、初任給が400万円で、米国の博士号取得者が企業に就職するときの最初の初任給が1600万円なので、この4倍の差があるこの点は何とか変えていかなければいけない。

2つ目、博士の就職先としてスタートアップは最適です。今、日本の企業に就職している研究者は全部で62万人いらっしゃると思うのですが、その62万人の企業内研究者の博士取得率というものは4%と低いです。だから、日本の企業で研究するという人材が非常に少ないですけれども、大学発スタートアップは今、19%も博士号取得者がいるので、スタートアップが増えると博士の就職先が増えるということで、博士人材のキャリア振興・キャリア開発の観点でも、スタートアップを積極的に育てるということはやっていただかないといけないと思います。

最後、博士の認識を向上させるために、今、学術振興会の特別研究員、DC・PDは年間、多分1,800人ぐらいが対象になっていると思うのですが、1年間に240万円お金がもらえるので、1,800人に240万円ですから、合計で43億円です。たったの43億円しか使っていないのです。仮に博士1学年、1万5000人全員に500万円出してもたったの750億円なのです。博士がスタートアップをつくった場合、うまくいっていかなくても、このDCスペシャル、スタートアップスペシャルの500万円は返済不要という制度にすると仮定します。その1万5000人の中から1,000社起業し、その中のおよそ50社に1社、大学発のスタートアップが成功した場合、20社もIPすると数千億円規模の企業価値の創出になります。ですので、たったの750億円で数千億円の企業を日本につくるポテンシャルが博士人材の活躍という、その道筋にありますので、この研究者数の低迷に対応して、博士に徹底的に具体的な支援をするということをぜひお願いしたいと思います。

3つ目の、研究開発費の伸び悩みのところは、ドイツのような競争的資金から基盤的競争資金を充実させるという方策に日本も移るべきタイミングに来ていると思います。ベン

チマークするのはそのままドイツでいいと思うのですけれども、ドイツハイテク戦略2025によりますと、ドイツの政府科学技術予算は5兆円で、GDP対比で3.5%超というものがドイツのハイテク戦略2025の国家目標になっております。OECD加盟国で国の政府科学技術予算がGDP対比で4%を超えているのはイスラエルと韓国だけで、ドイツはその次の3番目を目指すということを明確に打ち出しているのですけれども、我が国も政府科学技術予算を1兆円規模で拡充させてドイツに追いついていく。研究開発費の伸び悩みと無形資産比率の低迷というものは、梅澤委員からも御指摘がありましたけれども、これは単純にお金がないという問題が大きいと思いますので、ここをしっかりと拡充するように働きかけていくということが大事だと思います。

最後の4つ目の欧米に比して海外特許出願比率が低いという点についてですが、日本において大学の知財活用がうまくいっていないのは、共願ではなく、単願のpatentの出願比率が低いからです。その証拠に、東大の年間の知財の件数は大体二百数十件、京都大学も200件ぐらいです。そしてアメリカのスタンフォード大学の年間の知財の確保数というものも大体200件、ハーバードも200件ぐらいと大体同じなのです。日本の東大・京大の年間の200件の知財からのライセンス収入は大体20億円ぐらいのはずなのですが、アメリカのスタンフォードもハーバードも同じ200件の知財が1000億円を超える知財収入に直結している。では、何でこんなに違うのかということ、共願で死蔵率が高いというのが日本の大学の知財マネジメントの失敗なのです。これを改善するための知財ガバナンスガイドラインは、せっかくいいものをつくったのですから、これは全国際卓越研究大学と地域中核・特色ある研究大学に必達でちゃんと浸透させて、地域にスタートアップのエコシステムをつくっていく中核のバイブルにしなければいけないものだと思います。これを、いいものをつくるだけではなくて、浸透させるということに、知財本部で積極的に予算をつけて、強力で文科省として推進していただきたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 ありがとうございます。資料2に関して、2つコメントがございます。

まず1点目が、11ページのところで、経営と知財の一体化の方向性というものが挙げられていましたが、先ほどもお話がありましたように、日本の企業はやはり知財の活用がうまくできていないという問題があると思います。この資料2では主にスタートアップに主眼が置かれているようではございますけれども、知財に対する認識が経営層に浸透していないという問題はスタートアップに限られないのではないかと考えています。この問題は、社内に潜んでいる目に見えない知的財産を可視化して評価することで競争優位の源泉としたり、知財をうまく活用することで収益化を図るといった機会を逸していることにつながって、大変もったいない話だと思います。

この問題に関して、企業の方ともいろいろお話をするのですが、そもそも、知財部出身

者が経営層に入れていないという点が大きな理由の一つとして挙げられるのではないかと考えています。その原因として、知財部員は経営課題と知財をリンクできないと言われることがあります。これに関しては、企業の中で、専門性が高い知財部員に対してもっと視野を広げさせたりとか、あるいは経営課題と知財をリンクさせるような教育や経験を十分に受けさせていないことが挙げられるのではないかと考えています。逆に言えば、そのような教育の機会を十分に与えることで、経営層に資するような知財人材を育てることができて、回り回ってよい人材が知財部に集まってくるのではないかなというふうに考えております。

ただ、これは個々の企業の問題ではあるので、官としてこれに関与することは難しいのかもしれませんが、今回頂いた資料1にもあったように、例えばCIPOという役職を推奨するとか、あるいはガイドラインや報告書などの随所でこういったルートもありますということをちりばめるといったことで、政府として後押しをすることで、企業内で知財部員を幹部候補として育てようとする機運が高まってくれるのではないかなというふうに考えています。以上が1点目です。

2点目が、資料2の32ページで、欧米からの特許出願数が減少傾向にあるという御説明がありました。この理由について、先ほど挙げていただいた理由もあるかとは思いますが、大きく言って、日本のマーケットの魅力が足りないとか、日本における特許権の価値が乏しいということがよく挙げられていると思います。この理由で本当に正しいのかという点については、もし可能であれば是非調査していただきたいところではありますが、もしもそれが正しいのであれば、後者の特許権の価値が乏しいに関しては、せっかく特許を取っても日本ではちゃんとした保護が期待できないということか思います。

この点に関して、知財訴訟の現場に携わる弁護士として申し上げたいのは、この問題を改善する方法として、先ほど挙げられていた損害賠償額が十分に増えているのかということの判例分析をするというのも一つの案ではあると思うのですが、やはり特許権が侵害された場合に、その事実を特許権者側でより把握しやすくする、つまり、特許権者側で証拠をより集めやすくするような手段を厚く講ずることのほうが重要なのではないかとこのように考えています。先ほど来、国際的求心力のある知財制度を目指すという話がありましたので、せめて主要諸外国と比較して見劣りがしない制度、特に証拠収集に関して、見劣りがしない制度を構築していくという考えもあっていいのではないかとこのように思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、田路委員、お願いいたします。

○田路委員 ありがとうございます。私は、資料2のIPトランスフォーメーションの11ページにある経営と知財の一体化、25ページにある時価総額に占める無形資産の割合の低迷、26ページにある知財無形資産可視化による投資促進と、それから、33ページの損害賠償額

引上げについてコメントしたいと思います。

このコメントは、主に知財人材の育成とスタートアップの経営に関連するコメントになるのですが、まず、梅澤委員がおっしゃっていた時価総額に占める無形資産の割合の低迷というものは、とりもなおさず経営の問題であるというのは全く賛成です。ゆえに、経営と知財の一体化をどう図っていくかというテーマに戻っていくわけですが、やはりそれは知財人材と経営という文脈で会話していくほど、具体的にはアウトカムとバリエーションについてしっかりコミュニケーションできるスキルを身につけることだというふうに思っています。そういう意味では、知財経営の中での、私が言うところのCIP0みたいなものの人物像というものはより明確にしていきたいなというふうに思っています。

確かに、IPASとかでやられている知財戦略エキスパートの仕組みであったりとか、経営・知財両方から専門家の派遣みたいなものは一定の成果があると思うのですが、ここ最近、私がすごく注目している施策はVCに対して知財専門家を派遣したというところにあります。ただ、これはVCに行った後に、投資先の経営支援というか、事業支援、成長支援をするという文脈にとどまっているのですが、そこからさらに一步超えて、その知財専門家がファイナンスの知識を身につけて、今度はスタートアップの中に飛び込んでいって、資金調達そのものを支援していくような役割に変換していくことがすごく重要だと思っています。ですので、ファイナンスの知識を身につけると同時に、資金調達で役割を果たすというのは、とりもなおさず、最近で言うところのインパクト経営、非財務資本の価値化をしっかりと評価できるスキルを身につけるということなので、やはりこの知財人材を育成するという文脈は、昨今のインパクト経営というか、インパクト投資の文脈にひもづけて考えるのがいいかなと思っています。

具体的には、インパクト投資においてロジックモデルみたいな仕組みが型としてあると思うのですが、やはり知財人材を育成するにもしっかり型をつくっていく必要があるというふうに思っています。具体的に言うと、インパクトKPIと言われる、インパクト投資のKPIの中から知的財産に関わるようなKPIをしっかりとつくっていくという行為そのものがまず一歩目として必要かなと思っています。これが一点です。

もう一つ、今回御提案したいなと思っているのは、2018年、ちょうど私が起業した当初の頃なのですが、この頃は結構、特許庁が積極的にスタートアップ特例というものを強化した時期で、例えば特許料の減免制度が誕生したりとか、早期審査、スーパー早期審査が生まれたりとか、あるいは特許の異議申立て期間を短縮していったスタートアップに優しくするとか、いろいろな仕組みが一気に立ち上がった時期で、すごく特許庁の躍動感があった時期なのですが、そこで一個、私が足りないなと思っているのが、さっき黒田委員のコメントにもあったところなのですが、やはりスタートアップと大企業の非対称性を解消するために、侵害訴訟のスピード、それから、コストというものを劇的に下げていくような仕組みをスタートアップ特例の新しい一手としてやっていただけないかというのがあります。

これはイコール、国際的に求心力のある制度・システムをつくるということと想っていて、この辺りの海外市場よりも日本のほうが、信頼立証が簡易である、証拠収集がしやすくなるみたいな文脈をどんどんつくる。それをスタートアップ特例として、まず導入することで躍動感を出す。それがイコール特許庁というか、新しい特許制度のメッセージにもなると想っているのて、この辺りをしっかり今回の知財戦略の中に盛り込んで議論していただきたいということが私からのお願いになります。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、松山委員、お願いいたします。

○松山委員 ありがとうございます。私は、資料2のほうから2点ほどコメントさせていただければと思います。

1点目は、34ページのところで、グローバル水準の知財紛争処理システムの実現というところに関してなのですが、損害賠償の引上げや証拠開示手続等は引き続き検討する必要があるかというところで、証拠開示に関連しては、査証制度を導入したりしたもの、査証制度を申立てた事例も少ないようで、認められた例もないのではないかなというところではありますが、制度が機能していなくのではなく、この制度ができたおかげで当事者が任意に開示できているというような話もあるとは思うのです。制度の見直しをするということであれば、さらにどういったものが必要なかというユーザーのニーズみたいなものを少し検討してもらえるといいのかなと想っているところです。

損害賠償の引上げについて、35ページにも取り上げていただいております、令和元年の改正後にも、特許制度小委員会で懲罰的制度なり利益吐き出し型制度の導入について検討したという経緯があると思います。その際、かなり金額が大きくなる懲罰的制度は他国では結構導入されていて、現状の日本の制度との金額感の差が指摘されているところではあるのですが、ただ、日本の不法行為に基づく損害賠償制度の考え方は、被害者の現実の損害を補填するという考え方であり、かかる枠組みの下では懲罰的制度の採用は難しいだろうという声が相変わらず大きく、他方で、利益吐き出し制度というか、被害者が受けた利益を全部吐き出すという制度については、かなり委員たちの賛同を得られたというふうに印象を受けております。ただ、当時は令和元年の改正直後だったので、裁判所の令和元年改正の運用状況を見て、引き続き、検討すべきであるというような形で法改正が見送りになったというふうに思いますが、そういう意味では、それから運用状況が見られるような判決も複数出たところではあるので、もう一度、判例を見て検討するというのはあり得るのかなというふうに思っております。

論点は、資料にも書いてありますように、現行の法制度の下では、かなり裁判所が要件を柔軟に解して、大きな金額になるような方向の判決が多く出てきているような印象がありまして、なので、そういう判決があることも分析してほしいのですが、結局、それで柔軟に対応してくれるのなら、現行法の下での価格で十分だというユーザーの声なの

か、いや、裁判所が柔軟に判断した上で大きな金額を認めてくれたとしても、まだこの枠組みだと足りないということなのかを、ユーザーのニーズも聞きたいなと思っているところでして、この枠組み自体が金額的に足りないということであれば、裁判所がどんなに柔軟に対応してくれても金額はこれ以上上がらないと思いますので、その場合は法改正という方向で枠組み自体をもう少し変える方向の検討というものはあり得るのかなというふうに思っております。

2点目ですが、次の36ページの外国語出願対応の強化というところで、これは、現行法の下でも外国語で出願はできるので、ここでは翻訳文をつけなくていいというような方向のお話なのかなと思っております。この検討の方向性という意味では、ほかの国でもなかなかやっていないところだと思うところ、例えば翻訳をつけなくていいとか、今は一定期間後に出すことになっていると思いますけれども、登録になってからでよいとか、そういった検討と理解しておりますが、その場合に、外国からの出願、いわゆる外内出願が、実際にどのぐらい増えるのかというところは分析した上でということになるのかなというふうに思っております。翻訳は結構簡単だという話を聞く一方で、翻訳の負担の話もあり、アジアでのビジネスを考え、どの国に出願するかという選択肢を考えた時に、翻訳をつけなくていいということになると、出願を考える対象に上がってくるというような気もするので、その辺、実際にどのぐらい影響があるのか、外国からの出願がどれくらい増えそうなのかというところをまずは確認していただけるといいのかなというふうに思っております。

また、検討しておいた方がよいと思われる点として、現行では、みなし規定によって、一定期間後に出てくる翻訳文に基づいて審査をして、特許権は翻訳文に基づいてその権利範囲が決まっておりますが、そこが変わってくるということになるというふうにこの方向性は理解しております。そうだとすると、そもそも、特許庁の審査官が外国語のまま審査をするということになるのかと思うので、それが可能なかというところは特許庁さんのほうに確認をしてもらい、検討してもらい事項なのかなと思っております。

もう一点は、出願過程で出願人から出される書面が全部、外国語でなされるので、資料にも書いてありましたけれども、第三者の監視負担というものが増えるとは思いますが、そこは特に中小企業さんの声をよく聞いて、それで大丈夫なのかというところは確認する必要があるのかなというふうに思っております。これは多分、特許査定となったときには、少なくとも権利者に翻訳を出させて、明細書も含めた特許公報全体なのか、権利範囲だけなのか、分からないのですが、最低限、登録になった後は翻訳文を出させるというような対応なのかなとも想定しているのですが、そういった制度の全体的なイメージも分かる形にした上で、いろいろな関係する方々の声を聞いてみるという方向でそういった検討を進めていくというのはいいい方向なのかなというふうに思いました。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 ありがとうございます。

まず最初というところで、大学知財については検討を深めるというような力強いお言葉をいただきまして感謝しております。主には転退職時の知財の取扱いというようなところが中心になるのかもしれないですけども、ぜひ、先ほど出雲委員がおっしゃっていたように、大学知財ガバナンスガイドラインの点についても、やはり活用状況の調査検討を進めていただきたいというふうに思っております。

具体的には、やはり特許費用等をコストから投資にというような、大学での意識改革というものがどの程度進んでいるのかといったところの調査で、もし調査結果として医師改革が進んでいない場合には、ぜひ対応策も検討をお願いできたらと思っております。

2点目としましては、グローバル人材の活用に関してなのですけども、とても方向性はよいと思うのですけれども、実際、これを活用したときにゴールは、あくまでも日本の研究者のグローバル化の推進というところにやはり立ち返るべきではないかなと思っております。さらには、大学、日本の研究力の向上といったところをゴールに見据えるといったところなのではないかと考えております。

それで、このグローバル人材の活用といったときに、先ほど遠藤委員もおっしゃっていたのですけれども、やはり日本における、日本の研究者のグローバル化を検討すべきであるというようなお言葉に関しては私も大変賛同しております、例えば博士人材。これは、博士人材の活用、活躍といったところにも関連するとは思っているのですけれども、現在、博士終了後に研究者を継続するという人数というものは減っているという傾向もありますし、さらに、ポスドクとして留学をするという方々もまた減っているという状況だと思います。この日本人が海外に出てグローバルな社会の中で研究を推進する、そういう学ぶ機会をぜひ推進していただきたいと思っております。海外留学の推進です。

さらには、海外で優れた研究を行ってきた方々をさらに日本に呼び戻す。そのときに、先ほど何かグローバル人材を受け入れるといったときに少し高い報酬を想定されているようなお話があったと思うのですけれども、ぜひ日本人で海外で御経験されているような方々を呼び戻すときにも、同じような高い報酬で迎えるなどをすることによって博士人材がより研究にまたチャレンジしていくというような人口を増やすということにもつながるのではないかと思っておりますので、ぜひその視点も加えて御検討いただきたいというふうに思っております。

最後、3点目としましては、外国語書面出願制度、翻訳を不要とするという検討に関しましてはぜひ進めていただきたいと思っております。安全保障の観点から非公開特許制度が施行されていますけれども、大学では以前、出願、論文発表、学会発表、急ぎの出願といったときに米国仮出願というものを実は使っているという慣習があるので、やはり非公開特許制度を導入されたことによって、米国仮出願、外国出願としてそれを行うというのはなかなかできなくなってきています。

一方で、今、手元資料は英語しかないというようなときに、わざわざ日本語に翻訳しなければいけない。翻訳をしなければ、例えば非公開特許制度の非公開とすべきかどうかの審査がされないというような取扱いになるようであるというようなこともお聞きしています。そういう観点からもぜひ英語で翻訳不要というようなことで出願を進めさせていただければ、大学としては手続であったり費用であったりといったところのコスト負担というものが削減できるといったところがありますので、ぜひこの点については検討を進めていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中です。どうもありがとうございます。

2点ありまして、1つ目は資料2で、知財戦略の方向性を示していただいたところで、9ページ辺りから日本の現状をまとめていただいた点において、昨今、世界の舞台で日本人の活躍がすごく評価されたことが記憶に新しいところなのです、グラミー賞では音楽が評価されたり、エミー賞で例えばキャスティングディレクターという方が受賞されたりしていて、この成果は本当に日本のクリエイターの力を国内外に、具体的に身近なものとして広く社会に知ってもらい良いきっかけだと思いました。

この機運を活用するとすれば、1つ目は、国内向けには受賞の方々がさらに注目され活躍を果たせるような、業界内のみに限らないブランディングを広げて支援していくことが有効です。2つ目は、国内でコンテンツ産業を構成するような職業や職種というものは実はたくさんあるということ、若い人や子供たちにも知ってもらうことです。映画ならプロデューサーとか、音楽なら演奏者とかがありますが、子供たちにもさらなる新しいプロフェッショナルを知ってもらうことができると思います。3つ目は、これは海外向けに、すばらしい日本のクリエイターが、世界のコンテンツの担い手としても、生まれ育ってきた背景や環境、日本の状況を発信する好機です。ということで、日本の層の厚さや今後の可能性を伝えるきっかけにもなると思いますので、こういうことを有効に使っていただければなど情報発信の面から思います。

もう一点は特許庁の施策において、進行中の大学・スタートアップ支援は手厚くて、心強く、知財の専門家によるアクセラレーションは、すばらしいと思いました。特許申請が664件もあるということですので、今後、スタートアップがさらに発展したり上場したりする際には、知財の活用や企業価値の評価においても、正当かつ期待値を持って注目されるよう支援の幅が広がるとよいと願っています。

また、全く別の視点からの話になりますが、今回の支援においては、ベンチャーキャピタルの知財の専門家を派遣ということがありました。例えば今、日本の中堅・中小企業の承継問題は結構大きくて、ここで、例えばこれまで伝統的な工法とか進め方とか、それこそ知財や経営資源に、自分たちでも気づいていなくて、それが埋もれていく、あるいは消

えていくということがあるかもしれない中で、継承のときのM&Aに生かされるような知財に注目したいと思います。ベンチャーキャピタル関連や専門家の中から、こういうところに派遣・支援してもらおうということも有効ではないか。もしかしたら進めているところもあるかもしれないのですけれども、検討いただけるとよいと感じました。

以上、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、村松委員、お願いいたします。

○村松委員 それでは、資料2の日本の競争力というところ、IP、コンテンツを核とする経済圏確立が肝要だということで、本日は資料8、9、10で私のほうから、経団連のほうで今年の秋に出しました、Entertainment Contentsに関する提言を添付させていただきました。

内容は多岐にわたりますし、非常に多いので、また後ほどぜひ御覧いただきたいと思いますが、最初に提言を出したのは去年の春だったのですけれども、1年半たって第2弾を出しました。その1年半の間にも日本のいろいろなコンテンツ、ゲームであったら「ELDEN RING」であるとか、宮崎監督のアニメ、「ゴジラ-1.0」や「ONE PIECE」「ポケットモンスター」等々、世界の様々なファンの皆さんに日本のコンテンツが熱気を持って受け入れられました。そういう意味では、本当に基幹産業にすべしというのは、これは国民の意思であるのではないかなというふうに僕は考えています。現状、海外売上げの5兆円というものが10年後に20兆円というのは非常にリアリティーがある数字だと思いますし、現状でも既に石油化学産業の売上げを超えて、半導体とほぼ同じような規模の産業ですので、さらに力を入れていっていただきたいなというところで、今回、提言を出させていただきました。

この1年半の間に、この知財推進2024でも、また、新たなクールジャパン戦略や新しい資本主義実行計画等々でもコンテンツ産業振興策が多数取りまとめられましたので非常にありがたかったのですけれども、今回の提言では、さらに具体的な課題を踏まえた施策や、何といても肝心の予算化。それと、官民連携による一体的な推進体制の構築というものをテーマにしております。この委員会で語るべきは、やはり人材育成です。コンテンツに関しても人材育成は非常に大事で、ぜひ産官学と一緒にやっていきたいなというふうに考えております。

あと、福井委員からありました海賊版に関して、これも非常に深刻で、文化庁が補正予算に3億円を取って、アニメ・漫画の海賊版に対してAIで対策するという発表がありましたけれども、漫画は原稿の段階で盗まれて、恣意的にファンがそれを翻訳して、世に出されているのです。今、非常にスピード感がある上に、翻訳が非常にキャラクターの個性とかストーリーをしっかりと伝えているという皮肉な形になっているところがありますので、翻訳家の育成、やはり良貨が悪貨を駆逐するような形にしていかなければいけないと思いますので、翻訳家をしっかりと育成していくというのは非常に大事になってくるかなという

ふうになっております。

もう一つの資料は、レコード協会から提出させていただく資料の素案です。これは何度か私のほうからも話をさせていただいていますレコード演奏・伝達権に関して、これはほぼ日本だけが今は持っていない権利と言えますが、相互主義の観点、あと、クリエイター、アーティストは海外で活躍しようよと言っているのにマネタイズの方法はないという非常に深刻な問題ですので、ここに関してもさらに法制化に向けて考えていっていただきたいなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。

事務局、そして、関係省庁の方々から御丁寧な御説明をいただきましてありがとうございました。資料2を中心にして、意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、16ページでございます。遠藤委員を中心に、別途ワーキンググループで標準戦略について御検討いただいているところだと思っております。16ページ経済安全保障に関連する領域というような言葉も入れていただきまして感謝申し上げます。特定重要技術の開発支援等のテーマもありますので、こういう領域に注力して国際標準を取得していくというのが重要だと思っております。また、日本の農林水産物、そして、食品の輸出を後押しするというような意味におきまして、例えば冷凍技術等についての標準というものも必要ではないかと考えております。

それから、20ページについてです。資料7についても関連しますが、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想についての意見でございます。知的財産を活用していくことが成長・成果につながっていくと思っておりますので、資料7にも明記していただきましたように、知財支援、知財人材育成の観点も考慮に入れて、この構想を早期に実現をしていただきたいと思っております。

それから、23ページです。外国からの研究者等の受入れに関してでございます。このグラフを見ますと、東南アジア、東アジアの出身者が多く、欧米が少ないという感想を得ております。優秀な欧米からの研究者の受入れを増やし、特定の地域に偏らず、世界から優秀な研究者が集いたいと思えるような魅力ある方策も考えていただきたいと思っております。ダイバーシティという観点からは、先ほど竹中委員のほうから女性の活躍ということで御意見がございましたように、国籍を越えた研究者の受入れというものもダイバーシティの実現に資するものでありますので、多くの国々、特に欧米の方々も含めた優秀な研究者を受け入れていただくような体制の整備や施策を考えていただきたいと思っております。さらに、日本から優秀な技術者・研究者が海外に流出しているというような現状もありますので、そのような流出がなされないような施策についても併せて考えていっていただきたいと思っております。

それから、知財・無形資産の可視化の投資についてでございます。弁理士として、投資家や金融機関と話をし経験しておりますのは、結局、知財・無形資産に投資・融資しにくいことの最大の理由は、事業がうまくいかなかったときに、それを還元（換金）できる保証がないこと、すなわち、知財を取引するマーケットがないということだと思っております。知財・無形資産ガバナンスガイドラインの中で記載されているように、知財投資がいかにかプロフィットを生むのかのロジックストーリーを投資家に対して説明していくということは大事だと思っておりますが、結局、知財が投資に値するのか、換金できるのかということの端的に示すことができる環境づくりが必要ではないかと思っております。不動産の売買は簡単でないですけれども、やはりマーケット、相場観というものがしっかり存在しています。従って、知的財産も同様に、知財取引のマーケットのインフラ作りなどの、知財などを売買しやすい環境づくり等が必要ではないかと思っております。

また、イノベーション拠点税制が導入されました。未活用・未利用の特許などを譲渡したりライセンス契約したりする、積極的な活用が図れる、流通のプラットフォームの整備、これも行っていただきたいと思っております。

それから、クールジャパン戦略についてです。アニメ・漫画・ゲームは海外でも高い評価を得ているというのは私も実感しております。これらに加えて、地方創生実現への貢献の一環としては、各地域における従来の日本文化、例えば漆器、陶芸、染色、着物、和紙、金工品、木工品、こういうものの輸出をさらに拡大できる後押し施策や、これらの日本文化を受け継ぐ人材の育成支援も推進していただきたいと思っております。

最後になりますが、36ページでございます。特許法の目的は何かということで、第1条を見ますと、発明の保護及び利用を図ることにより、産業の発達に貢献するというのが特許法の目的になっていると思っております。日本の産業を発達させるかという観点で熟慮していかなければいけないのではないかと思っております。例えば出願公開制度というものは、重複研究・重複投資を防ぐために必要であるということが工業所有権法逐条解説にも明記されているところであります。また、特許になりますと、北海道から沖縄まで、全国民に対して対世的効力がありますので、日本における財産である特許権が、果たして英語のままでもいいのかどうか、特に公開公報等が英語であった場合に、日本の地域産業の重複研究等を防止することになるのか、そして、日本の国民に対して対世的効力を有する特許権として適切であるのか、日本の産業を発達することができるのかという点を踏まえて、慎重に検討していくことが必要ではないかと個人的には思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

事務局におかれましては、資料2の御作成をいただきまして誠にありがとうございます。資料2の「1. 知財戦略の振り返りと今後の方向性」について、大變的確な整理をしてい

ただいたと思います。

資料2の6ページの右下のグラフに「世界トップクラスの国家ブランド」と記載されています。思うに、日本人は、例えば農業の品種改良や栽培方法においても、言わば生産性・効率性を度外視して、おいしさを追求するといったように、マニアックにこだわって究めるという人種ではないかと思うのです。これは外国から見ると日本独自の魅力で、それが評価されている面もあると思います。ただ、ビジネス上はやはり弱みでもあるので、これを弱みに終わらせず、強みとして生かす方策を考えなければいけないと思っています。

その上で、今後10年で解決・底上げを図るべき課題として取り入れることを御検討いただきたい点を2点申し上げたいと思います。

まず1点目は、グローバル人材の育成です。本日も、遠藤委員、本田委員などからご指摘された点であります。私もお二人の御意見に完全に同意でございます。資料2の7ページの下欄の「日本の競争力の現状と将来の環境変化を踏まえた今後の知財戦略の方向性」の右側に「イノベーションをリードするには国内のみでの対応はもはや限界」と書かれています。この視点はすごく大事だと思うのです。私もここが重要だと思っているのですが、ただ、その次に続くのが「グローバル知的資本の積極的誘引」と記載されておりまして、具体的には高度外国人材の受入れに関する新制度の御紹介などもいただいたところでもあります。確かに外国人材の受入れも重要だとは思いますが、この文脈でそれだけでは違和感を覚えざるを得ないところではあります。

私としては、より強調すべきなのは、日本人が活動の場を国内に閉じている現状から海外に向けることができるように、小学生・中学生・高校生・大学生、若手人材に対する新制度を構築すべきではないかと思っています。前回の会議で田中里沙委員が、2030年、40年は、今の学生、子供がイノベーションの担い手の主役になるとおっしゃっていたとおもいます。具体的には、本日の資料8の経団連意見書の17ページにも「国費での海外留学支援制度（年間50人以上の規模）」ということと、あと「海外に留学した人材の帰国後の受け皿提供・キャリアパス整備」といった提案もされているところですし、また、既に文科省で続けておられる「トビタテ！留学制度」をもっと拡充するというところもあるかと思っています。また、小・中・高段階での外国の学校とのウェブ授業交流とか、いろいろあり得ると思うので、KPIを設けて進めるべきだと思います。

2つ目は、データ利活用の阻害要因を減らす方策です。これからのイノベーションを動かしていくには、伝統的な知的財産権制度に加えて、現代の石油と言われているデータの利活用を支える制度を整備していく必要があると思います。

先月、11月12日に開催されたデジタル行財政改革会議においては、資料3・事務局提出資料において、EUと日本のデジタル関係の法制度の整備状況を比較した上で、我が国のデータ利活用の課題を「データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、EU等において、個人情報保護法制と整合的な形で医療、金融、産業等の分野でデータ利活用に係る制度の整備が急速に進展している一方、日本では、包括的な検討はなされていない」と

総括し、今後の取組として、デジタル行財政改革会議の下で、2024年内に検討会を立ち上げて検討を行い、2025年夏をめどに、我が国のデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を作成するということを決定されています。知財本部としても、このIPトランスフォーメーションの中で、データ利活用を阻害する要因を分析し、海外制度も参考に、我が国のデータ利活用の阻害要因を解消する検討が必要ではないかと思えます。

よろしく御検討をお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をたくさんいただいたと思います。

もう時間が来ておりますので、一言だけ、資料2の8ページです。全体の、どういう整理をしていったらいいかというところに関して、図が出ていると思います。「今後の知財戦略の方向性」ということで、その保護、活用はそうなのだけれども、この赤字で書いてある「国内外の社会課題の解決を図る」というところが多分ポイントで、今日はインパクト経営の話とか、いろいろ出ておりました。それで現在の、今も先生からは若い世代のというような話もありましたが、現在、若い世代の指向性は世界的に社会課題解決というふうになっています。この間、ちょうどファッション業界でもそうだという話を聞きましたけれども、この社会課題を解決するという知財創造サイクルというものはどういうものであるかということが多分ポイントになろうかと思えます。

この後ろでキャピタルの話が出てきますけれども、キャピタルは、知的資本だけではなくて、これは例えばダイバーシティの話などは、これはソーシャルキャピタルになるわけですが、そのキャピタルを最大限活用して、データもそうだと思います。それに問題があれば、課題があれば、それを解決して、この社会課題解決を図る知的創造サイクルをつくっていきましょうというような流れになっているのかなというふうに思っておりました。ありがとうございます。

それでは、最後に、奈須野局長から一言いただければと思います。

○奈須野局長 皆さん、毎度活発な御意見ありがとうございます。今日いただいた御指摘を踏まえて、またこれはブラッシュアップして提示させていただきたいと思えます。

次回は、AIとかデジタルとか、新しい技術を使って世の中が変わるのではないかとことで、ちょうど林先生からデータの話もありましたけれども、こういったことも含めて、何が課題になるのかということ議論させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

あと、幾つか御指摘のあったところで、外国語での出願の話がございました。これは次回行う予定のAI・データとも近い話なのですけれども、今、機械翻訳で論文とか書類を日本語に翻訳したり、あるいはAIでいろいろなことのパトロールをしたりする、デジタルの力を使ってIPをマネージするという方向性が出ているのではないかなと思えます。そうすると、もう日本語も英語も関係ないのではないかとということで、むしろ、そういう言語に依存しないで知財を保護するというとつ始めとして英語ぐらいはできるだろうということ

で御提案申し上げた次第でございます。これは来年からやるということではなくて、もうちょっと長い目で見て、こういった方向性で準備していこうと。例えば特許庁の審査官をちゃんと外国に留学させて、英語の文献でも難なく読めるようにするとか、そういったことも含めて、検討していきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○渡部座長 ありがとうございます。

本日の会合はこれで閉会とさせていただきます。少し時間が延長しましたが、ありがとうございます。

事務局より連絡があればお願ひいたします。

○渡邊参事官 本日の御議論を踏まえまして、今後、ワーキンググループ等も含めて、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次回の構想委員会の開催につきましては、2月を予定しております。また改めて皆様に御案内させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。